

北茨城市重点対策加速化事業補助金
(既存住宅断熱改修)

補助金申請の手引き

【受付・問合せ先】

北茨城市 環境産業部 脱炭素推進課 脱炭素推進係

〒319-1592

北茨城市磯原町磯原1630番地

電話：0293-43-1111（内線481）

FAX：0293-42-0454

メール：datsutanso@city.kitaibaraki.lg.jp

【受付・問合せ時間】

8時30分～17時15分

※土・日曜日、祝日及びその他閉庁日（年末年始等）を除く。

【申請受付期間】

令和8年5月1日（金）～令和8年12月28日（月）まで

※受付期間内であっても、予算枠に達した時点で交付申請を
締め切ります。

令和8年度

北茨城市 環境産業部 脱炭素推進課

目 次

1 補助事業の概要

- (1) 事業の趣旨 2
- (2) 補助事業名 2
- (3) 補助対象者 2
- (4) 補助対象となる設備 2
- (5) 補助対象経経費 2
- (6) 補助率及び補助金額の上限 3
- (7) 審査について 3
- (8) 受付期間 3
- (9) 実績報告書の提出期限 3

2 申請方法

- (1) 申請及び実績報告までのフロー 4
- (2) 提出書類 5
- (3) 申請受付期間 5
- (4) 提出方法 5
- (5) 受付窓口 5

3 事業要件とその詳細

- (1) 事業の要件 6
- (2) 補助対象となる製品の要件 7
- (3) 既存住宅改修についての要件 9

4 補助対象経費と補助金交付申請額の算定について

- (1) 補助対象経費と補助金交付申請額の算定について 1 1
- (2) 補助対象経費と対象外経費の詳細 1 3

5 注意事項及びその他

- (1) 既存の断熱材・窓・ガラスについて 1 4
- (2) 取得財産等の処分について 1 4
- (3) 交付決定について 1 4
- (4) 計画変更について 1 4

6 提出書類

- (1) 補助金申請時に必要な書類 1 5
- (2) 補助金申請時に必要な書類の詳細 1 6
- (3) 実績報告時に必要な書類 1 8
- (4) 実績報告時に必要な書類の詳細 1 8
- (5) 必要に応じて提出する書類及び詳細 1 9

1 補助事業の概要

(1) 事業の趣旨

本市は2020年にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年に二酸化炭素(CO₂)排出量の実質ゼロを目指すこととしている。この実現に向けて、市民・事業者・市が一体となりライフスタイルの見直しや公共施設でのCO₂排出削減、再生可能エネルギーの導入等、ゼロカーボンシティ達成に向けて様々な取組を推進する必要がある。

本事業は、既存住宅(空き家含む)の有効活用を促進するため、既存住宅の断熱改修に関する補助を実施するものである。

(2) 補助事業名

北茨城市重点対策加速化事業補助金(既存住宅断熱改修)

(3) 補助対象者

北茨城市内に、自らが居住又は居住を予定している住宅の断熱改修を行う者。

(4) 補助対象となる設備

高性能建材(断熱材、窓、ガラス)及び玄関ドア

※中古設備は補助対象外とする。

(5) 補助対象経費

補助事業の実施に必要な高性能建材の購入費用及び必要な工事に要する次の経費

ア 既存住宅断熱改修に伴う工事に係る費用

(国実施要領別表第1参照)

イ 環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅の断熱リフォーム支援事業)」が公表している補助対象製品(未使用に限る。)の購入費

ウ 補助対象製品の取付費

(取付に必要な附带作業費と部材費を含む。)

エ 補助対象製品の取付・敷設に必要な下地材

オ 補助対象製品の取付・敷設に伴う解体撤去費

(ただし、場内集積までの費用とする。)

カ 補助対象経費を算出するための実測費等

※ 消費税及び地方消費税を除く。

(6) 補助率及び補助金額の上限

補助率	補助金額の上限
補助対象経費 × 2 / 3	240万円 / 戸 (このうち、玄関ドアは上限10万円 / 戸)

補助金額は、以下の A) と B) を比較していずれか低い金額に補助率を乗じて算出した額。

- A) 12ページの基準単価を用いて算出した補助対象経費
- B) 見積書に記載されている補助対象経費（補助対象製品の購入費等）

※上記に掲げる額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を補助金額とする。

(7) 審査について

- ・受付期間内に到着した順に審査を行い、申請書類の到着日から2～3週間程度を目途に交付決定を行う。（申請書類に不備・不足がある場合はこの限りではない。）
- ・受付期間中であっても申請件数が予算額に達した時点で受付を終了とする。

(8) 受付期間

令和8年5月1日（金）～令和8年12月28日（月）まで
月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで
（土・日曜日、祝日及びその他閉庁日（年末年始等）を除く。）

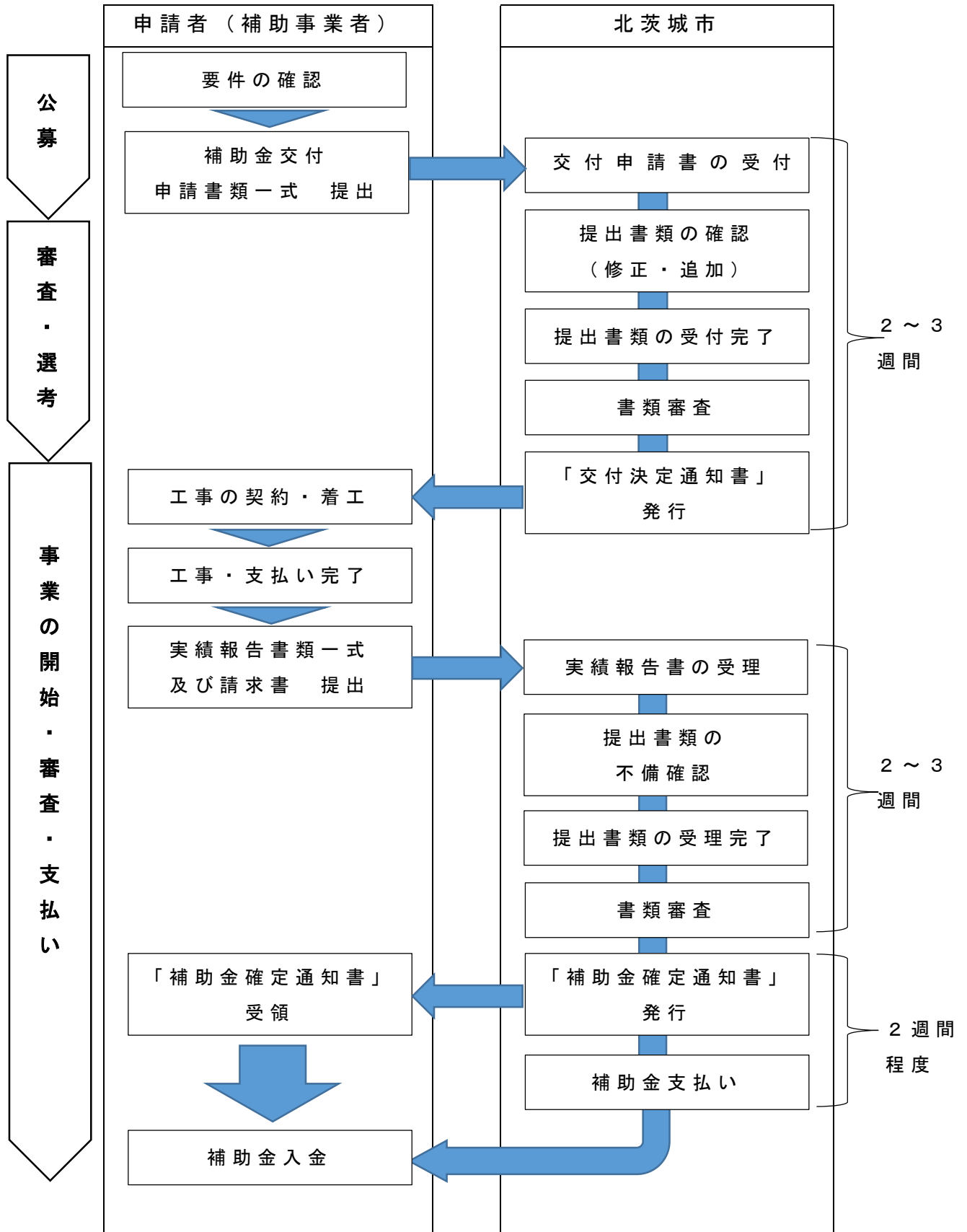
※受付期間内であっても、予算枠に達した時点で交付申請を締め切る。

(9) 実績報告書の提出期限

事業の完了日（本事業に係る一連の工事が完了した日）から起算して1ヶ月以内又は令和9年3月15日（月）のいずれか早い日。

2 申請方法

(1) 申請及び実績報告までのフロー



(2) 提出書類

提出書類については15ページ「6 提出書類」を参照すること。

(3) 申請受付期間

受付期間：

令和8年5月1日（金）～令和8年12月28日（月）まで
月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで
（土・日曜日、祝日及びその他閉庁日（年末年始等）を除く。）

※受付期間内であっても、予算枠に達した時点で交付申請を締め切る。

(4) 提出方法

- ア 申請書を下記の受付窓口まで持参する方法
- イ 申請書を下記の受付窓口宛てに郵送する方法

※不備のある書類は受付できません。（原則返送となります。）

(5) 受付窓口

北茨城市 環境産業部 脱炭素推進課 脱炭素推進係
北茨城市磯原町磯原1630番地 北茨城市役所庁舎4階
電 話：0293-43-1111（内線481）
F A X：0293-42-0454

3 事業要件とその詳細

(1) 事業の要件

以下の要件を全て満たす事業を補助対象とする。

- ア 北茨城市内にある既存戸建住宅であること。
※併用住宅の場合、店舗・事務所等部分は対象としない。
- イ 申請者本人が常時居住する住宅であること。
- ウ 申請者本人が所有している住宅であること。
ただし、今後所有予定の場合は、当該住宅を所有後、登記事項証明書の写しを実績報告時に提出すること。
- エ 対象住宅の断熱改修を市内に事務所若しくは事業所がある事業者又は個人に請け負わせること。
- オ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（以下「国実施要領」という。）別紙2の2エ（ナ）に定める交付要件を満たすこと。
- ・居間又は主たる居室（就寝を除き、日常生活上在室時間が長い居室等）を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても交付対象とならない。
 - ・導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工すること。
 - ・玄関外皮の窓を改修する場合、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間）は改修の対象外としても良い。
 - ・断熱材及び窓・ガラスを改修する場合は、原則、外皮部分のみ交付対象とする。
- カ 既存住宅の高性能建材（断熱材、窓、ガラス）を用いた断熱改修であること。
- キ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、補助対象外とする。
- ク 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJクレジット制度への登録を行わないこと。
- ケ 他の法令又は予算制度に基づき、国の負担又は補助を得て実施する事業ではないこと。

※本事業に係る契約締結及び建物本体への着工（各部位の解体、仮設足場等を含む）は、本事業の交付決定通知書に記載する交付決定日以降に実施すること。ただし、やむを得ない理由により、事前着手届（様式第2号）を提出し、市の承認を得たものは除く。

(2) 補助対象となる製品の要件

ア 断熱材・窓・ガラス

- ・導入する製品については、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）」の補助対象製品であること。

※補助対象製品は、環境省の既存住宅の断熱リフォーム支援事業を取り扱う公益財団法人北海道環境財団の補助対象製品一覧の専用ページ（<http://ekes.jp/>）を確認してください。

- ・断熱材について、さらに以下1)と2)の条件を満たすこと。
 - 1) 表1の性能値を満たすこと。(重ね貼りも可とする。)
 - 2) 熱伝導率(λ値)が0.042以上の断熱材(グレードが4のもの)は、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材のみ対象とする。

表1 部位別の必要な性能値

熱抵抗率 (R 値)		
天井	外壁	床
4.4 以上	2.7 以上	2.2 以上

※遮熱(断熱)塗料は補助対象となりません。断熱塗料による改修を行う場合は、北茨城市商工観光課(内線362)の住宅リフォーム補助制度の相談をしてください。

イ 玄関ドア

玄関ドアは断熱材・窓・ガラスと同時に改修する場合のみ補助対象とし、以下のいずれかの要件を満たすこと。

- 1) 熱貫流率が $4.7 \text{ W} / (\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下であること。(※1)
- 2) 戸と枠の組合せが下記の表2のとおりであること。
 - ・市場投入され一般に入手できる製品であること。
 - ・欄間付き、袖付きは対象外とする。(※2)

(※1) 熱貫流率を示すことが出来ない場合は、表2の組合せ製品とする。

(※2) 玄関ドアを改修する場合はできるだけ開口部の少ない玄関ドアを採用すること。

表 2 補助対象となる戸と枠の組合せ

戸の仕様 枠の仕様	金属製高断熱 フラッシュ構造		金属製断熱 フラッシュ構造		金属製 フラッシュ構造		金属製ハニカム フラッシュ構造		金属製 又はその他	
	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし
金属製 熱遮断構造	○	○	○	○	○	○	○	○	対象外	対象外
樹脂と金属の 複合材料製	○	○	○	○	○	○	○	○	対象外	対象外
金属製 又はその他	○	○	○	○	○	○	○	○	対象外	対象外

(用語の説明)

【金属製高断熱フラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした戸のうち、戸の厚さが60mm以上のものをいう。

【金属製断熱フラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした戸をいう。

【金属製フラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間に断熱材を充填した構造の戸をいう。

【金属製ハニカムフラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間の密閉空気層を紙製又は水酸化アルミニウム製の仕切り材で細分化した構造の戸をいう。

【金属製熱遮断構造（建具）】

金属製の建具で、その枠及び框等の中間部を樹脂等の断熱性を有する材料で接続した構造をいう。

(3) 既存住宅改修についての要件

ア 改修する居室等と部位について

- 1) 改修する部位は、10ページの「表3 エネルギー計算結果早見表」の組合せ番号から選択し、最低改修率の要件を満たすこと。表に記載のない組合せについては対象としない。

○改修率の計算

$$\text{改修率 (\%)} = \text{補助対象床面積 (m}^2\text{)} / \text{延べ床面積 (m}^2\text{)} \times 100$$

- 2) 早見表で選択した改修率については、改修する居室等の外皮部分全てに設置・施工すること。
- 3) 玄関外皮の窓を改修する場合、玄関ドアと一体でない窓・ガラスを改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修を要件としない。
- 4) 断熱材及び窓・ガラスを改修する場合は、外皮部分（外気に接する部分）のみ補助対象とする。

イ 窓・ガラスの工法及び施工について

- 1) 窓の改修工法は、カバー工法窓取付^(※1)・外窓交換・内窓取付、ガラスの工法は、ガラス交換とする。
なお、ガラス交換は熱貫流率（U_g値）1.5以下の製品（グレードがG0又はG1）に限り補助対象とする。
- 2) 以下の窓は改修を要件としない。
 - A) 換気小窓^(※2)
 - B) 300mm×200mm以下のガラスを用いた窓
 - C) 換気を目的としたジャロジー窓
 - D) ガラスブロック
- 3) 窓及びガラスを改修対象部位とした場合、テラスドア、勝手口ドアは改修を要件としない。ただし、ガラスの面積がドア面積の50%以上の補助対象製品（登録製品にテラスドア、勝手口ドアの名称があるものに限る）を用いて改修する場合は補助対象とする。なお、採風・通風タイプは製品名に「採風・通風」があるものを使用すること。
- 4) 天窓は改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とする。

※1 既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける工法をいう。

※2 障子に組込まれ、障子を挟めた状態で換気を行うことができる窓をいう。

ウ 断熱材の施工について

- 1) 天井改修においては、改修する居室等にかかわらず、屋根の直下の天井、及び外気に接する天井の全てを改修すること。ただし、バルコニー等で改修が困難な部分は改修の要件としない（天井全体面積の最大 15%まで）。
- 2) 床改修（※³）において、浴室の床及び玄関等の土間床は、断熱改修が困難な場合は改修を要件としない。

※³ 外気に接する張出し床（ガレージ上部や玄関ポーチ上部等）及びその他の床（外気に通じる床裏に接する床）をいう。

エ 玄関ドアの改修について

- 1) 玄関ドアを改修する場合は【7 ページ（2）補助対象となる製品の要件】におけるイ) 玄関ドアに記載されている要件を満たすこと。

表 3 エネルギー計算結果早見表

組合せ番号	改修部位数	天井	外壁	床	窓・ガラス	最低改修率 (%)
1	4	○	○	○	○ (窓・ガラス)	25
2	3	○	○		○ (窓・ガラス)	
3		○	○	○		
4			○	○	○ (窓・ガラス)	
5		○		○	○ (窓・ガラス)	
6		○	○			
7	2	○		○		40
8		○			○ (窓・ガラス)	
9			○		○ (窓)	
10			○		○ (ガラス)	
11			○	○		
12				○	○ (窓)	
13				○	○ (ガラス)	
14		1				

< 早見表の見方 >

天井、外壁、床窓・ガラスの項目から断熱改修を実施する部位を数える。
例) 天井、外壁、床、窓・ガラスの改修を行う場合の断熱部位は「4」となる。

※表に記載のない組合せについては、対象となりませんので注意してください。

4 補助対象経費と補助金交付申請額の算定について

(1) 補助対象経費と補助交付申請額の算定について

ア 補助対象経費について

- A) 断熱材、窓、ガラスの補助対象経費は、各改修部ごとにの施工面積に基準単価を乗じた金額の合計とする

$$\text{補助対象経費 (円)} = \text{施工面積 (m}^2\text{)} \times \text{基準単価 (円/m}^2\text{)}$$

- B) 見積書による補助対象製品の購入費等の補助対象経費（税抜）

※A)と B) の算定方法で算出した補助対象経費を比較して、いずれか低い金額が補助金交付申請額の基となる補助対象経費となる。

$$\text{補助金交付申請額 (円)} = \text{補助対象経費} \times 2 / 3$$

補助対象経費と対象外経費の詳細は、13ページ(2)参照。

イ 施工面積について

- ・ 建築図面等を基に表4より算出した面積を適用する。

表4 施工面積の算出表

改修部位・改修工法		施工面積
断熱材	天井	平面図を真上から見て、水平撮影※1した天井の合計面積
	外壁	外気に接する壁の長さに、外壁の高さ(2.4m※2)と壁比率(0.75※3)を乗じた合計面積
	床	改修を行う床の合計面積※4
窓	カバー工法窓取付・外窓交換・内窓取付	導入予定の窓(サッシ)の幅(W)×高さ(H)で求めた面積の合計を施工面積とする。
ガラス	カバー工法	導入予定のガラスの幅(W)×高さ(H)で求めた面積の合計
	ガラス交換	

- ・ 天井、外壁及び床の施工面積を算出する際は、各階の面積合計の小数点第3位を切り捨てること。

- ※1 屋根断熱の場合も、勾配を考慮せず天井の水平撮影面積とする。
(平面図の天井の求積図により算出)。
- ※2 外壁の各階の高さは一律2.4mとする。
- ※3 開口部の面積を引いた外壁の面積を外壁全体の面積で除したものとし、一律0.75とする(開口部は玄関ドア、窓、換気口等を含む)。
- ※4 基礎断熱においても、改修する床の合計面積を算出すること。

ウ 基準単価について

- ・ 補助対象製品のグレード及び改修部位ごとに定めた表5に示す単価をいう。
- ・ グレードとは各製品を性能値別に区分したもの。
- ・ 断熱材は熱伝導率(λ値)、窓・ガラスは熱貫流率(U値)により設定する。なお、異なるグレードの断熱材を2層以上重ね貼りする場合は、優先順位(D1>D2>D3>D4)※5として一つの基準単価のみ適用すること。

- ※5 基準単価表(表5-1)断熱材のグレードを参照すること。

【基準単価表】

表5-1 断熱材

【断熱材】		(単位：円/㎡)		
グレード () 内はλ値	基準単価			
	天井	外壁	床	
D 1 (0.022以下)	6,000	8,000	8,500	
D 2 (0.023~0.032)	5,000	7,000	7,500	
D 3 (0.033~0.041)	4,000	6,000	6,500	
D 4 (0.042以上)	3,000	—	—	

表5-2 窓・ガラス

【窓・ガラス】

(単位：円/㎡)

窓の改修				ガラスの改修	
カバー工法窓取付※1・外窓交換 (樹脂又はアルミ樹脂複合等)		内窓取付		ガラス交換	
グレード () 内はUw値	基準単価	グレード () 内はUw値	基準単価	グレード () 内はUg値	基準単価
W 1 (1.3以下)	60,000	W 5 (2.3以下)	30,000	G 0 (1.1以下)	50,000
W 2 (1.4~1.6)	55,000			G 1 (1.2~1.5)	
W 3 (1.7~1.9)	50,000				40,000
W 4 (2.0~2.3)	40,000				

※1 環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）」のホームページに記載されている「カバー工法窓」の製品を使用すること。
 カバー工法窓とは、断熱リフォームの補助対象製品一覧に「建具の仕様・改修工法が「〇〇・カバー(△△)」と記載されている製品のことをいう(〇〇、△△にはそれぞれ建具の仕様、用途等が入る)。

※2 環境省の補助対象製品一覧に登録されている「ガラス」を使用すること。

表5-3 玄関ドア

交付上限額
100,000円

(2) 補助対象経費と対象外経費の詳細

・補助事業の実施に必要な建築建材の購入経費及び必要な工事に要する経費

経費区分	項目
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存住宅断熱改修に伴う工事に係る費用 (国実施要領別表第1参照) ・ 環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅の断熱リフォーム支援事業)」が公表している補助対象製品(未使用に限る。)の購入費 ・ 補助対象製品の取付費(取付に必要な附带作業費と部材費を含む。) ・ 補助対象製品の取付・敷設に必要な下地材 ・ 補助対象製品の取付・敷設に伴う解体撤去費(ただし、場内集積までとする。) ・ 補助対象経費を算出するための実測費等 <p>※ 消費税及び地方消費税を除く。</p>
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養生費、清掃費、美装費、搬入費、仮設足場費 ・ 給排水、電気等の設備工事費及び設備機器等の購入費用 ・ クロス、外壁サイディング、フローリング等の仕上げ材、網戸・雨戸・シャッター等の窓付属部材 ・ 諸経費、設計費、送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、法定外福利費

【その他】

- ・ 金融機関に対する振込手数料は補助対象外とする。
- ・ 申請手数料は補助対象外とする。

5 注意事項及びその他

(1) 既存の断熱材・窓・ガラスについて

申請する既存住宅に、交付申請に既に一部取り付けてあるガラス・窓・断熱材が、補助対象製品一覧に掲載されている製品である場合、以下の条件を満たすことで、その部分の改修は要件としないこととする。

ただし、既に取り付けてあるガラス・窓・断熱材に係る経費は補助対象外とする。

原則、以下の書類を全て提出すること。

- ・ 建築士による証明書
- ・ 補助対象製品一覧に記載されている製品名、登録番号、及び建築士番号、建築士の氏名を記載し、押印した証明書（任意様式）
- ・ 建築士免状の写し
- ・ 該当する製品の出荷証明書又は施工証明書等
- ・ 該当する製品が設置されている場所を示す平面図
- ・ 該当する製品の現況写真

※その他、市から必要な書類を求める場合がある。

(2) 取得財産等の処分について

ア. 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、この効率的運用を図らなければならない。

イ. 補助事業者は、取得財産等を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する、又は取り壊し（破棄を含む）を行ってはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(3) 交付決定について

補助金の交付決定を受けた補助申請者が提出した書類に偽りその他不正があったと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、交付した金額の返還を求める場合がある。

(4) 計画変更について

補助事業者は交付申請書の内容を変更するとき又は中止するときは速やかに補助金変更等承認申請書（様式第4号）を提出すること。

6 提出書類

(1) 補助金申請時に必要な書類

補助金の申請にあたっては、以下の書類を揃え提出すること。

※北茨城市ホームページで公表している様式以外での申請は認めない。

【申請時】

○：全員提出 △：該当者のみ提出

No.	書類名	様式	該当	確認
①	交付申請書	第1号	○	
②	事業概要書	第1号 別紙5	○	
③	既存住宅断熱改修総括表	第1号 別紙5の1	○	
④	明細書【断熱材、窓、ガラス】	第1号 別紙5の1 の1～3	○	
⑤	市税等納付状況等調査承諾書	第1号 別紙6	○	
⑥	暴力団等の排除に関する誓約書券同意書	第1号 別紙7	○	
⑦	対象住宅の登記事項証明書の写し	—	○	
⑧	見積書 (補助対象事業費の内訳が確認できるもの)	任意様式	○	
⑨	補助対象製品の仕様が確認できる資料 (仕様書、カタログ等)	任意様式	○	
⑩	対象住宅の改修前の写真 ※既存住宅の全景、改修を行う窓、玄関ドア 等の工事着手前の現況写真(該当箇所のみ)	任意様式	○	
⑪	図面 (位置図、平面図、立面図、求積図等)	任意様式	○	
⑫	その他市長が必要と認める書類	任意様式	△	

(2) 補助金申請時に必要な書類の詳細

- ① 交付申請書（様式第1号）
 - ・市が指定する交付申請書に記入すること。
- ② 事業概要書（様式第1号別紙5）
 - ・事業の実施場所、実施内容、補助対象経費について記入すること。
- ③ 既存住宅断熱改修総括表（様式第1号別紙5の1）
 - ・必要事項をもれなく入力すること。
- ④ 明細書【断熱材、窓、ガラス】（様式第1号別紙5の1の1～3）
 - ・製品区分ごとに入力すること。
 - ・明細書と平面図等との整合性が取れていること。
 - ・求積表の番号、平面図の窓番号、ガラス番号を記入すること。
- ⑤ 市税等納付状況等調査承諾書（様式第1号別紙6）
 - ・交付要件である市税等に未納がないことを確認するため、市が補助対象者の市税等の納付状況を調査することを承諾する場合、記入すること。
 - ※市税等に未納がないことを確認出来ない場合は、交付対象としない。
- ⑥ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式第1号別紙7）
 - ・申請者本人が署名すること。
- ⑦ 対象住宅の登記事項証明書の写し
 - ・建物の登記簿謄本の写し
 - ・補助対象工事を行う建物の所有者及び建物の種類が確認できること。
- ⑧ 見積書（補助対象事業費の内訳が確認できるもの）
 - ・見積書の宛名が申請者と同一名であること。
 - ・見積書には費用・費目の照明を記し、補助対象経費が分かるように、備考欄等にその旨（「補助対象」等）を記入するか、費用・費目に印を示すこと。
- ⑨ 補助対象製品の仕様が確認できる資料（仕様書、カタログ等）
 - ・窓、ガラスの改修の場合は、それぞれの寸法が記載されているカタログ等の写しを提出すること。
 - ・断熱材の改修の場合は、見積書への施工面積の記載及び厚さが記載されているカタログ等の写しを提出すること。
- ⑩ 対象住宅の改修前の写真
 - ・補助対象住宅の全景が確認できるもの。
 - ・改修を行う窓、玄関ドア等について、実績報告時に比較できるように撮影すること。

⑪ 図面（位置図、平面図、立面図、求積図等）

ア）平面図

- ・改修前と改修後の 1 / 5 0 ～ 1 / 1 0 0 程度の平面図（改修しないフロアも含む）に「改修前」の表記及び、方位を示して提出すること。
- ・平面図の番号は製品区分毎（断熱材の場合は部位毎）に振り分けて記載すること。

イ）立面図

- ・施工範囲がわかるように東西南北 4 面分提出すること。

ウ）求積図、求積表

- ・延べ面積及び補助対象床面積を示したもの。算定式も明記すること。
- ・部位ごとに断熱材の施工面積を示したもの。

エ）共通

- ・寸法を明記すること。
- ・補助対象床面積部は、着色又は網掛けで明示すること。

⑫ その他市長が必要と認める書類

- ・必要に応じて、対応すること。

(3) 実績報告時に必要な書類

実績報告時には以下の書類を提出すること。

※北茨城市ホームページで公表している様式以外での申請は認めない。

【実績報告時】

○：全員提出 △：該当者のみ提出

No.	書類名	様式	該当	確認
①	実績報告書	第6号	○	
②	個票	第6号別紙5	○	
③	断熱改修に係る工事請負契約書の写し	任意様式	○	
④	工事費用の支払を確認できる書類	任意様式	○	
⑤	住民票の写し	—	○	
⑥	出荷証明書又は施工証明書等	任意様式	○	
⑦	改修後の写真	任意様式 (ひな形参照)	○	
⑧	その他市長が必要と認める書類	任意様式	△	

(4) 実績報告時に必要な書類の詳細

① 実績報告書（様式第6号）

- ・市が指定する報告書に記入すること。

② 個票（既存住宅断熱改修）（様式第6号別紙5）

- ・事業の実施場所、実施内容、補助対象経費について記入すること。

③ 断熱改修に係る工事請負契約書の写し

- ・申請者の氏名、住所、改修場所、押印、契約日等が確認できるものを提出すること。
- ・申請者名義での契約であること。

④ 工事費用の支払を確認できる書類

- ・領収書の写し等、申請者が施工業者に対して支払いをしたことが分かるものを提出すること。

なお、申請者の氏名、領収日、発行者名（施工業者等）の記載があるものとする。

- ・支払金額が、補助金申請時にて提出した事業概要書及び明細書の補助対象経費の金額と一致すること。

⑤住民票の写し

- ・3ヶ月以内に発行されたもの。
- ・補助対象工事を行う住宅の住所のもの。
- ・マイナンバーが記載されていないもの。

⑥出荷証明書又は施工証明書等

- ・製品名等は申請時に提出した明細書（様式第1号別紙5の1の1～3）と照合できるように記入すること。
- ・「補助対象製品一覧」に掲載されている登録番号、メーカー名、製品名、寸法、数量が明記されているものを提出してください。

⑦改修後の写真

- ・改修工事を行った部位毎の工事後現況写真であること。
なお、補助金申請時に提出した、対象住宅の改修前の写真と比較できるように撮影すること。
※別添「実績報告確認写真（記載例）」に従って作成してください。

⑧その他市長が必要と認める書類

- ・必要に応じて、対応すること。

（5）必要に応じて提出する書類及び詳細

①事前着手届（様式第2号）

- ・やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に補助対象事業に着手する必要がある場合は、交付申請書に併せて事前着手届を提出し、承認を受けること。
ただし、環境省から市に通知される交付金の内示日以降に着手する場合に限る。

②補助金変更等承認申請書（様式第4号）

- ・補助申請内容を変更、中止するときは、変更等承認申請書を提出し、承認を受けること。
- ・導入する設備及び金額に変更が生じた場合は、変更等承認申請書に併せて変更後の内容を記載した既存住宅改修統括表（様式第1号別紙5の1）及び明細書（様式第1号別紙5の1の1から3の該当する部分）を提出すること。